平成２１年（フ）第１８号
福島県会津若松市東千石１丁目５番８号
破産者　株式会社ツーリスト
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
茨城県土浦市神立中央５丁目８番16号
破産者　有限会社兼松
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０７号
埼玉県大里郡寄居町大字用土5295番地４
破産者　株式会社イシガミ電機
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２９５号
千葉県佐倉市江原台２丁目３番地９　エーデルハイムＡ―105
破産者　福田　千幸
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２０年（フ）第２３２６２号
東京都千代田区神田小川町１丁目11番８号
破産者　株式会社リプラン
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１１３３３号
東京都品川区西品川２丁目８―12
破産者　宮原　邦人
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９８１号
東京都東村山市萩山町２丁目６番地10
破産者　吉川　冨子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０２０号
東京都昭島市玉川町３丁目１番３号
破産者　有限会社ニュープラス
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０２１号
東京都立川市砂川７丁目14番地の３、破産開始決定時の住所東京都昭島市福島町３丁目17番19号
破産者　八谷　　潔
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０２２号
東京都立川市砂川７丁目14番地の３、破産開始決定時の住所東京都昭島市福島町３丁目17番19号
破産者　八谷　靖子
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０７１号
東京都小平市中島町26番17―301号
破産者　藤島　トシ
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２０５３号
横浜市港北区新羽町1198
破産者　有限会社加藤製作所
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２１２９号
横浜市港南区港南６丁目６番16号
破産者　有限会社坂本組
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１４１号
神奈川県厚木市愛甲2914番地の６
破産者　有限会社アーク建工
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６５８号
神奈川県小田原市扇町５丁目22番17号
破産者　東洋資材株式会社
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第４０２号
神奈川県相模原市津久井町太井821番地１―203
破産者　有限会社アルプスジャパン
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第５６９号
北九州市八幡東区前田２丁目１番26号
破産者　株式会社山下商事
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第４２０号
千葉県習志野市東習志野５丁目３番12号
破産者　株式会社石丸
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第６７号
山口県長門市油谷河原1108番地、前住所大阪府泉佐野市東羽倉崎町９番58号
破産者　中川　新吾
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第８６０号
千葉県館山市八幡361番地の３
破産者　藤田　明正
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第２４４号
富山市経力147番地
破産者　有限会社クサカ塗装
1　決定年月日　平成21年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２０年（フ）第５９号
岩手県陸前高田市横田町字舞出54番地４
破産者　有限会社岩手サンフード
1　決定年月日　平成21年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所一関支部